

## 半田市議会議員総会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市議会会議規則(昭和43年半田市議会規則第1号)第158条第4項の規定に基づき、議員総会(以下「総会」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (会 議)

第2条 総会は、議長が招集し、これを主宰する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。  
議長及び副議長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、年長議員が議長の職務を行う。

3 総会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができない。

### (出席要求)

第3条 総会は、議長が必要と認めるときは、議員以外の者の出席を求めることができる。

### (傍聴の取扱い)

第4条 総会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

### (記 録)

第5条 議長は、事務局職員に議事の概要及び必要な事項を記載した記録を作成させ、保管する。

### (雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、総会の運営その他必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。